

令和2年度
2回目

(町内で事業を経営し減収した小規模企業者向け)

おいらせ町事業継続支援給付金

第1弾、第2弾給付金交付対象業種のみなさんへ

新型コロナウイルス感染拡大による経済的影響を今なお受けている町内小規模企業者に対し、今後も事業を継続していくための支援として、2回目となる事業継続支援給付金(一律20万円)及び加算金(一部対象業種のみ、上限30万円)を支給いたします。

1. 対象者

第1弾、第2弾給付金交付対象者のうち、以下の全てに該当する事業者が対象となります。

- (1) 町内に店舗のある小規模企業者(従業員数5人以下、タクシー業は20人以下)であること(無店舗の場合、代表者住所が町内にあること)
- (2) 今年6~8月の売上の合計が昨年同月比で1割以上減少していること
- (3) 事業の経営に必要な許可を受け、営業の実態があること
- (4) 令和元年5月31日までに開業していること
- (5) 今後も営業を続けていくこと
- (6) 暴力団関係者でないこと

【対象となる事業者】

- ・ 第1弾対象者 飲食店、タクシー業、自動車運転代行業、露天商
- ・ 第2弾対象者 卸売業、小売業、サービス業(一部除く)

2. 交付金の額

【基本額】 1事業者当たり一律 20万円

※ 複数の対象事業又は店舗等を経営していても、重複して支給はされません。

【加算額】

①タクシー業、自動車運転代行業

営業用車両の2台目以降、1台につき5万円(上限30万円)

※ 社用車及び自家用車は対象台数に含まれません。

②飲食店

宴会場面積が50㎡以上100㎡未満→20万円、100㎡以上→30万円

※ 専用の宴会場が対象です。小上がり含む通常の飲食営業スペースは除きます。

(裏面も必ずご確認ください)

3. 申請期間

令和2年8月24日から翌1月31日まで（消印有効）

4. 申請方法 ※感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

郵送でおいらせ町役場商工観光課に提出（〒039-2289 おいらせ町上明堂 60-6）

5. 問い合わせ先 ※相談を希望する場合、電話で事前予約をお願いします。

おいらせ町役場商工観光課（TEL）0178-56-4703（FAX）0178-56-4268

6. 提出書類

以下の全ての書類が必要となります。

- 交付申請書（様式第1号） ※ 町ホームページからもダウンロードできます。
- 営業に必要な許可を受けている証明となる書類の写し
営業許可、開業届など
- 営業実態が確認できる書類の写し
確定申告書など
- 減収比較表（参考書類） ※ 町ホームページからもダウンロードできます。
- 今年6～8月の月別売上げが確認できる書類の写し
売上台帳、試算表、損益計算書、勘定元帳など該当月の売上げが分かるもの
- 前年（2019年）6～8月の月別売上げが確認できる書類の写し
確定申告書、売上台帳、試算表など月別の売上げが分かるもの
- 振込口座の通帳の写し
金融機関、支店、口座番号、口座名義及び名義人のカナ表示がある箇所
- 本人確認書類の写し
自動車運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど
（マイナンバー通知カードや保険証など顔写真がないものは2種類）

【※加算対象（専用宴会場のある飲食店、タクシー業、自動車運転代行業）の場合、以下の書類も必要となります。】

- 営業用車両の写真及び車検証の写し
- 宴会場の面積が分かる図面等の写し